

徳島県告示第五百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年八月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

|                             |          |
|-----------------------------|----------|
| 土地改良区の事務所の所在地及び名称<br>阿波市土成町 | 認可年月日    |
| 昭和土地改良区                     | 令和四年八月五日 |